

# 広報こうのす「まちかど伝言板」掲載基準

## 1 掲載できる団体・サークルの基準

- 活動・開催場所が、原則、市内公共施設であること
- 掲載依頼時において、継続的に活動を行っている団体・サークルであること
- 市から会員名簿や活動状況（予算・決算の状況や計画書、掲載希望の催しに関する資料等）に関する書類等の提出について請求があった場合、それに応じられること
- その他、市が適当と認める団体・サークル

## 2 掲載できないもの

- 営利、宗教、政治にかかわるもの
- 個人宣伝、個人活動を目的としたもの
- 内容が不明確又は申請と活動内容が異なるもの
- 曜日だけの指定など、具体的な日時・場所の記載が無いもの
- 定員が先着順の場合の申込開始日又はイベント開催日が、発行日から原則7日間以上空いていないもの
- 一部地域の市民や特定の会員を対象としたもの
- トラブルを頻発する、又は発生を危惧させるもの
- 市が掲載できないと判断したもの

## 3 掲載回数等

- 同一の団体・サークルの掲載は内容を問わず年度内（4月号～翌年3月号）で4回までです  
※平成31年度発行分（平成31年4月号以降）より適用
- 日時及び内容が同じ催しの案内等は年度内1回までの掲載とし、作品募集等と開催告知を分けての掲載などはできません
- 連続した月での掲載はできません

## 4 掲載依頼

「まちかど伝言板」に掲載を依頼する場合は、掲載を希望する号が発行される月の前々月の月末までに、「広報こうのす掲載依頼書」（秘書課又は市ホームページにあります）を提出してください

（例：6月号掲載希望の場合は4月30日までに提出）

## 5 注意事項

- 参加者や申込者とのトラブルは、当該団体・サークルが自主的に解決してください。  
なお、掲載後にトラブル等があった場合、今後の掲載を見合わせる場合があります
- 受付後でも掲載基準に反する団体・サークルであることが判明した場合、掲載を見合わせる場合があります
- 原稿の内容については申込者の責任とし、申込者への校正を行います。ただし、表現・表記の方法等は秘書課に一任となります
- 掲載の可否については、原則として連絡はしません
- すべての基準に適合しても、紙面の都合で掲載できない場合があります

（平成30年11月22日）